必ず収集日当日の午前７時30分まで（できるだけ７時30分に近い時間）に出してください。

１度の収集で出せる量は「ごみの種類ごとに５袋」までです。（紙類を除く）
印の区分ごとに分別して出してください。

お問い合せ
士別市朝日支所
☎28−2121
FAX28−3678

令和８年度ごみ収集カレンダー

糸魚自治会（旧１区）
みずほ自治会（旧７区・旧８区）
登和里自治会・南朝日自治会
地区

●一般ごみ

・指定袋（乳白色）に入れて出してください。

●一般ごみ
生ごみ・衛生ごみ・粗大ごみ
リサイクルごみ以外のごみです。

・透明か半透明の袋に入れて出してください。

●小型電気製品（粗大ごみ以外）
・アイロン・ドライヤー・ひげそりなど

●有害ごみ
・充電式電池・乾電池・蛍光灯・電球など

●危険ごみ
・使い捨てライター・卓上ガスボンベ
電子式たばこ・スプレー式容器など
※中身は使い切ってから出してください。

●廃食用油
・中身が漏れない容器に入れて出してください。

▲その他プラスチック

・指定袋（オレンジ色）に入れて出してください。
※飛散や機械故障の原因となるので細かく切り刻まないで下さい。

▲その他プラスチック
・洗って出してください。

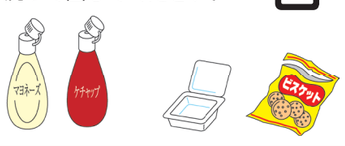

・透明か半透明の袋に入れて出してください。

▲白色トレイ（両面が白色）
・洗って乾燥してから出してください。

▲発泡スチロール
・袋に入れるか、ひもで縛ってだしてください。

▼容器（缶・びん）

・透明か半透明の袋に入れて出してください。
・水洗いし、フタ・キャップ等は識別マークに従い出してください。

▼缶

※ボトル缶のフタは一般ごみです。

▼びん（使い捨てびん）

△容器（ペット・びん）

・透明か半透明の袋に入れて出してください。
・水洗いし、フタ・キャップ等は識別マークに従い出してください。

△ペットボトル
・キャップはその他プラスチックです。
・ラベルははがさないでください。

△びん（リターナブルびん）

★粗大ごみ

★家電製品・家具類などの大型ごみ
・申込みは収集日の一週間前で締め切ります。
（☆印が締切日です）
・申込は６点までです。
・申し込まれた以外のものは収集しません。

（申込先）
士別市朝日支所
（☎28-2121）

※次の家電製品は市では収集できません。
（家電販売店等に問い合せください）
・テレビ　・冷蔵庫
・洗濯機　・エアコン
・冷凍庫　・パソコン
・衣類乾燥機

■剪定枝

・ひもで束ねるか、細かい枝は透明か半透明の袋に入れて出してください。
・太さ20cm未満で長さ60cm未満に切りそろえ、ひもで束ねて出してください。
・針金などの硬いものでは、束ねないでください。
・一度に出せる量は５束までです。
・ひと束は一人で抱えられる程度にまとめてください。

剪定枝として収集できるもの
・個人の庭から出る剪定枝。
※葉がついているものでも大丈夫です。

剪定枝として収集できないもの
・木の根や株（粗大ごみ）
・落ち葉（一般ごみ）
・ブドウやバラなどのつる（一般ごみ）
※囲い木や角材などは粗大ごみになります。
※道路敷地などの公共用地から出された刈り草・街路樹などの落ち葉は、事前に士別市朝日支所に連絡し、透明か半透明の袋に入れて出してください。

◎紙　類

・識別マークに従い出してください。
・ひもで束ねるか紙袋または、透明か半透明の袋に入れて出してください。
○紙製容器包装
○新聞紙
○雑誌
○雑紙

・チラシ、リーフレット、封筒

★紙バック・段ボール

★印の区分ごとにひもで束ねるか、紙袋で出してください。

★紙パック

・水洗いしたあと開いて乾燥させ、ひもで束ねるか、袋に入れて出してください。

★段ボール
・段ボールに限っては、大きな段ボールに入れて出しても収集します。

◆生ごみ

・指定袋（黄色）に入れて出してください。

※腐敗や凍結防止のため、必ず水分をよく切ってから出してください。

✚衛生ごみ

・指定袋（青色）に入れて出してください。
・紙おむつや生理用品
・猫砂やペットシート
・ペット以外の小動物の死骸

市で収集しないごみ

一時多量ごみ	引っ越しや草刈、庭木の剪定などに出る一時多量のごみ。	自ら環境センターに搬入するか、許可業者に処理を依頼してください。
処理困難なごみ	ガスボンベ・消火器・タイヤ・残土・コンクリート・ブロック・レンガ・廃油・車のパーツ・石膏ボード・バッテリー・農薬・毒物・陶器製シャンプードレッサー・便器一式・ピアノ・オルガン（足踏み式）・モニター・浴槽・風呂釜・ボイラー等	販売店に処理を依頼するか、自ら適正処理施設に搬入してください。

― その他 ―

◆農薬などのガラス容器・プラスチック容器については、販売店にご相談下さい。
◆ごみ処理施設以外の場所に投棄したり、埋めたりするのは法律で禁じられています。自分の土地に埋めるのも違反です。ただし、生ごみを堆肥にする目的で畑などに入れることは適法です。

スマートフォン用生活情報アプリ『しべつ暮らしナビ』

ごみ情報（カレンダー・分別事典ほか）など、生活に必要な情報をまとめてお届け！
＼ダウンロードはこちらから／
GET IT ON Google Play　Download on the App Store

使用済みペンリサイクルボックス設置箇所

■士別市役所正面玄関
■士別市生涯学習情報センター

古着回収ボックス設置箇所

■士別市役所正面玄関
■士別市生涯学習情報センター
■士別市いきいき健康センター
■士別市朝日支所
■士別市各出張所
■士別市環境センター
■士別市保健福祉センター
■西條士別店
■スーパーアークス士別店

廃食用油回収ボックス設置箇所

■士別市役所正面玄関
■士別市各出張所

士別市廃棄物収集車両ステーション

■住所　士別市西５条12丁目1193番地
古着と紙類を持ち込むことができます。
（午前９時～午後３時
土日祝祭日及び12月29日から１月３日を除く日）

士別市環境センター

■住　　所　士別市西士別町2549番地4
■開 場 日　土日祝祭日及び12月29日から１月３日を除く日
■受入時間　午前９時～午後４時30分
■分別されていないごみは受け入れできません。
■飛散防止のためネットやシートをかけていない車両での搬入は受入れできません。
（ただし、飛散のおそれのない家具・家電製品などの場合は、ロープがけによる搬入を認めます。）
※直接搬入ごみは有料になります。

●一般ごみ　▲プラスチック　◆生ごみ　✚衛生ごみ　▼容器（缶・びん）　△容器（ペット・びん）　臨臨時開場（午前９時～11時30分）
★粗大ごみ（★収集日、☆申込締切）　■剪定枝　◎紙類　★紙パック・段ボール

ごみは当日の午前７時30分までに出してください。

8年 4月

日	月	火	水	木	金	土
			1 ★	2 ▼	3 ◆✚	4
5	6 ●▲	7 ◆✚	8 ◎	9 △	10 ◆✚	11
12	13 ●▲	14 ◆✚	15	16 ▼	17 ◆✚	18
19	20 ●▲	21 ◆✚	22 ■	23 △	24 ◆✚	25
26	27 ●▲	28 ◆✚	29	30 ▼		

8年 5月
固定資産税・都市計画税　１期
軽自動車税　全期

日	月	火	水	木	金	土
					1 ▲◆✚	2
3	4	5	6	7 ●▲	8 ◆✚	9
10 臨	11 ●▲	12 ◆✚	13 ☆ ◎★	14 △	15 ◆✚	16
17	18 ●▲	19 ◆✚	20 ★	21 ▼	22 ◆✚	23
24/31	25 ●▲	26 ◆✚	27 ■	28 △	29 ◆✚	30

8年 6月
市・道民税　１期

日	月	火	水	木	金	土
	1 ●▲	2 ◆✚	3 ★	4 ▼	5 ◆✚	6
7	8 ●▲	9 ◆✚	10 ◎	11 △	12 ◆✚	13
14	15 ●▲	16 ◆✚	17	18 ▼	19 ◆✚	20
21	22 ●▲	23 ◆✚	24 ■	25 △	26 ◆✚	27
28	29 ●▲	30 ◆✚				

8年 7月
固定資産税・都市計画税　２期
国民健康保険税　１期

日	月	火	水	木	金	土
			1 ★	2 ▼	3 ◆✚	4
5	6 ●▲	7 ◆✚	8 ◎☆	9 △	10 ◆✚	11
12	13 ●▲	14 ◆✚	15 ★	16 ▼	17 ◆✚	18
19	20	21 ◆✚	22 ●▲	23 △	24 ◆✚	25
26	27 ●▲	28 ◆✚	29 ■	30 ▼	31 ◆✚	

8年 8月
市・道民税　２期
国民健康保険税　２期

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 ●▲	4 ◆✚	5 ★	6 △	7 ◆✚	8
9	10 ●▲	11	12 ◆✚	13 ▼	14 ◆✚	15
16	17 ●▲	18 ◆✚	19 ◎	20 △	21 ◆✚	22
23/30	24 ●▲ / 31 ●▲	25	26 ■	27 ▼	28 ◆✚	29

8年 9月
固定資産税・都市計画税　３期
国民健康保険税　３期

日	月	火	水	木	金	土
		1 ◆✚	2 ★	3 △	4 ◆✚	5
6	7 ●▲	8 ◆✚	9 ◎☆	10 ▼	11 ◆✚	12
13	14 ●▲	15 ◆✚	16 ★	17 △	18 ●◆✚	19
20	21	22	23	24 ▼	25 ▲◆✚	26
27 臨	28 ●▲	29 ◆✚	30 ■			

8年10月
市・道民税　３期
国民健康保険税　４期

日	月	火	水	木	金	土
				1 △	2 ◆✚	3
4	5 ●▲	6 ◆✚	7 ★	8 ▼	9 ◆✚	10
11	12	13 ◆✚	14 ●▲	15 △	16 ◆✚	17
18	19 ●▲	20 ◆✚	21 ◎	22 ▼	23 ◆✚	24
25	26 ●▲	27 ◆✚	28 ■	29 △	30 ◆✚	31

8年11月
固定資産税・都市計画税　４期
国民健康保険税　５期

日	月	火	水	木	金	土
1	2 ●▲	3	4 ★	5 ▼	6 ◆✚▲	7
8	9 ●▲	10 ◆✚	11 ■	12 △	13 ◆✚	14
15 臨	16 ●▲	17 ◆✚	18 ◎☆	19 ▼	20 ◆✚	21
22	23	24 ◆✚	25 ★	26 ●▲	27 ◆✚	28
29	30 ●▲					

8年12月
市・道民税　４期
国民健康保険税　６期

日	月	火	水	木	金	土
		1 ◆✚	2 ★	3 △	4 ◆✚	5
6	7 ●▲	8 ◆✚	9 ◎	10 ▼	11 ◆✚	12
13	14 ●▲	15 ◆✚	16	17 △	18 ◆✚	19
20	21 ●▲	22 ◆✚	23	24 ▼	25 ◆✚	26
27	28 ●▲	29	30	31		

9年 1月
国民健康保険税　７期

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 ●▲	5 ◆✚	6 ★	7 △	8 ◆✚	9
10	11	12 ◆✚	13 ●▲	14 ▼	15 ◆✚	16
17	18 ●▲	19 ◆✚	20 ◎☆	21 △	22 ◆✚	23
24/31	25 ●▲	26 ◆✚	27 ★	28 ▼	29 ◆✚	30

9年 2月
国民健康保険税　８期

日	月	火	水	木	金	土
	1 ●▲	2 ◆✚	3 ★	4 △	5 ◆✚	6
7	8 ●▲	9 ◆✚	10 ▼	11	12 ◆✚	13
14	15 ●▲	16 ◆✚	17 ◎	18 △	19 ◆✚	20
21	22 ●▲	23	24 ◆✚	25 ▼	26 ◆✚	27
28						

9年 3月

日	月	火	水	木	金	土
	1 ●▲	2 ◆✚	3 ★	4 △	5 ◆✚	6
7	8 ●▲	9 ◆✚	10 ◎☆	11 ▼	12 ◆✚	13
14 臨	15 ●▲	16 ◆✚	17 ★	18 △	19 ◆✚	20
21	22	23 ◆✚	24 ●▲	25 ▼	26 ◆✚	27
28	29 ●▲	30 ◆✚	31			

レジ袋タイプのごみ袋は使用できません。